令和８年11月

令和９年度　給与支払報告書の提出について

１．提　出　期　限　令和９年２月１日(月)　（なるべく１月中旬までに提出してください。）

２．提出するもの

（１）「給与支払報告書　総括表」…別紙１　参照

他様式を使用する場合、今回通知した指定番号や、特別・普通徴収の徴収区分を必ず記入してください。

（２）「普通徴収該当理由書（兼仕切紙）」…別紙２　参照

（３）「給与支払報告書（個人別明細書）」…２～４ページ参照

令和９年１月１日より十和田市に給与支払報告書を提出した場合には、税務署に「給与所得の源泉徴収票」を提出したものとみなされます。

そのため、税務署提出用の「給与所得の源泉徴収票」を作成し、提出する必要がなくなります。

（４）個人事業主のマイナンバーにおける本人確認書類

個人事業主本人が提出する場合

事業主の「マイナンバーカード」または「①番号確認書類＋②本人確認書類」

※郵送時は写し（両面のコピー）を同封してください。

①番号確認書類		②本人確認書類
次の書類のうちいずれか１つ		次の書類のうちいずれか１つ（主なもの）
・住民票の写し（マイナンバー記載のもの） ・住民票記載事項証明書（マイナンバー記載のもの）	＋	・運転免許証　・資格確認書（有効期限内のもの） ・身体障害者手帳　など

代理のかたが提出する場合

事業主の「マイナンバーカードまたは①番号確認書類」の写し＋代理人の「マイナンバーカードまたは②本人確認書類」

３．根　拠　法　令

地方税法第317条の６に基づき提出を求めております。また、提出をしなかった場合や虚偽の記載をして提出した場合は、同法第317条の７に基づき１年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処される場合があります。

ぜひeLTAX（エルタックス）で給与支払報告書を提出してください!!

インターネットで簡単手続！

メリット

- ●持参や郵送による提出の手間が省ける
- ●給与支払報告書と源泉徴収票の一括作成・提出が可能
- ●市区町村ごとの仕分け作業が不要
- ●特別徴収税額決定通知書の内容を電子データ（CSV形式）で受取可能

令和７年中に税務署へ提出した源泉徴収票の枚数が30枚以上となった場合は、令和９年に提出する給与支払報告書は電子申告等により提出する必要があります。

eLTAXに関するお問い合わせ　地方税共同機構 TEL：0570-081459　エルタックス　検索

青森県十和田市　税務課　市民税係　TEL(0176)51-6766・6767

給与支払報告書　記入例

※記入に当たっては、「令和８年分給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引（以下「手引」）」（国税庁ホームページ）を参照ください。

注意点

◎給与支払報告書を機械等で出力する場合は印字する欄のズレがないようお願いします。
◎印字・記載は文字が薄くならないようお願いします。
◎受給者の個人番号・氏名のフリガナ・生年月日は個人を特定する上で重要です。必ず正確に記入願います。

○○方、○○アパート、○○寮内までくわしく記入してください。
（令和９年１月１日現在の住所を確認してください。）

この欄は記入しないでください。

受給者番号を使用するときは、25桁まで使用できます。（カナ・英数可）

訂正分

誤記・変更のときは、訂正分と朱書きして再提出してください。

給与支払報告書（個人別明細書）

※	※種別	※整理番号	※

⑨ 支払を受ける者 住所 ※区分：十和田市西十二番町６番１号 青葉荘102号

（受給者番号）（個人番号）1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2

（役職名）総務部長

氏名（フリガナ）トワダ　タロウ　十和田　太郎

マイナンバーは必ず正確に記入してください。

種別	支払金額	給与所得控除後の金額（調整控除後）	所得控除の額の合計額	源泉徴収税額
給与・賞与	14400000	12300000	5993０	722300

1 (源泉)控除対象配偶者の有無等 有	従有	老人 Ⓐ	2 配偶者(特別)控除の額	3 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）特定	老人 Ⓑ内	老人	その他	特親	16歳未満扶養親族の数	4 障害者の数（本人を除く。）特別 Ⓒ内	その他	非居住者である親族の数
○			380000	1	1	1	4		5	1	1	1

扶養親族に非居住者がいる場合は、人数を記入してください。
※国内別居は非居住者ではありません。

5 特定親族特別控除の額	6 社会保険料等の金額	7 生命保険料の控除額	9 地震保険料の控除額	10 住宅借入金等特別控除の額
	1569930	120000	50000	205000

17 (摘要)
フーA
※５人目以降の扶養親族はここに記入する。
(1)十和田　五郎　(2)十和田　六郎　(3)十和田　葉子(年少)
十和田市稲生町1-1　㈱トワダ　令和７年５月１日退職
支払金額　1,446,735円　徴収税額　43,701円　社会保険料　112,839円

8 生命保険料の金額の内訳	新生命保険料の金額	旧生命保険料の金額	介護医療保険料の金額	新個人年金保険料の金額	旧個人年金保険料の金額
	180,000	100,000	90,000	360,000	180,000

11 住宅借入金等特別控除の額の内訳	住宅借入金等特別控除適用数	居住開始年月日(1回目)	住宅借入金等特別控除区分(1回目)	住宅借入金等年末残高(1回目)	住宅借入金等特別控除可能額	居住開始年月日(2回目)	住宅借入金等特別控除区分(2回目)	住宅借入金等年末残高(2回目)
	2	30年3月1日	住	11,500,000	205,000	03年5月20日	増(特)	9,000,000

氏名とマイナンバーを必ず記入してください。

(源泉・特別)控除対象配偶者	(フリガナ)氏名	トワダ　ハナコ　十和田　花子	区分	個人番号	2345678901２３	12 配偶者の合計所得	310,000	国民年金保険料等の金額	176,460	旧長期損害保険料の金額	19,600
								基礎控除の額		所得金額調整控除額	150,000

13

14 控除対象扶養親族

	(フリガナ)氏名	個人番号	区分
1	トワダ　イチロウ　十和田　一郎	456789012345	02
2	トワダ　ジロウ　十和田　二郎	567890123456	
3	トワダ　サブロウ　十和田　三郎	678901234567	
4	トワダ　シロウ　十和田　四郎	789012345678	

16歳未満の扶養親族

	(フリガナ)氏名	個人番号	区分
1	トワダ　ハルコ　十和田　春子	890123456789	
2	トワダ　ナツコ　十和田　夏子	901234567890	
3	トワダ　アキコ　十和田　秋子	112345678901	
4	トワダ　フユコ　十和田　冬子	223456789012	

５人目以降の控除対象扶養親族の個人番号
５人目以降の16歳未満の扶養親族の個人番号
(1)334567890123
(2)445678901234
(3)556789012345

※
扶養親族が５人以上いる場合は、マイナンバーを記入し、氏名を摘要欄に記入してください。

普通徴収とする場合は普通徴収該当理由書の符号（フーＡなど）を記入してください。

15

未成年者	外国人	死亡退職	災害者	乙欄	本人が障害者 特別	本人が障害者 その他	寡婦	ひとり親	勤労学生	中途就・退職 就職	退職	年	月	日
										○		7	6	1

16 受給者生年月日

元号	年	月	日
昭和	41	1	3

生年月日は必ず正確に記入してください。

（市町村提出用）

支払者	個人番号又は法人番号	1987654321098（右詰で記載してください。）
	住所(居所)又は所在地	十和田市大字三本木字一本木沢1番地
	氏名又は名称	とわだ商事株式会社　（電話）０１７６－２３－００００

1～17の記入方法については3ページ以降の「給与支払報告書　記載要領」をご覧ください。

給与支払報告書　記載要領

1 (源泉)控除対象配偶者の有無等	(源泉)控除対象配偶者がいる場合は「○」を記入してください。 (源泉)控除対象配偶者が70歳以上（昭和32年１月１日以前に生まれたかた）のときはⒶ欄にも「○」を必ず記入してください。
2 配偶者(特別)控除の額	配偶者控除額または配偶者特別控除額を記入してください。控除の額は、給与所得者の合計所得と、配偶者の合計所得によって異なります。（最高額380,000円）
3 控除対象扶養親族の数（配偶者を除く。）	特　定：特定扶養親族（平成16年１月２日から平成20年１月１日までの間に生まれたかた）がいる場合は人数を記入してください。 老　人：老人扶養親族（70歳以上、昭和32年１月１日以前に生まれたかた）がいる場合は人数を記入してください。このうち、本人または配偶者の直系尊属で同居を常としているかたがいる場合は、その人数をⒷ欄にも記入してください。 その他：一般扶養親族（平成20年１月２日から平成23年１月１日、昭和32年１月２日から平成16年１月１日までの間に生まれたかた）がいる場合は人数を記入してください。 特　親：年末調整を行っている場合で、特定親族（平成16年１月２日から平成20年１月１日までの間に生まれたかたで、合計所得金額が62万円超123万円以下であるかた）がいる場合は人数を記入してください。 ※16歳未満扶養親族（平成23年１月２日以後に生まれたかた）は扶養控除の対象となりません。「16歳未満扶養親族」欄に人数を記入してください。
4 障害者の数（本人を除く。）	(源泉)控除対象配偶者や同一生計配偶者、扶養親族が障害者の場合、人数を記入してください。 特　別：特別障害者の人数を記入してください。このうち同居を常としているかたがいる場合は、その人数をⒸ欄にも記入してください。 その他：特別障害者以外の障害者の人数を記入してください。
5 特定親族特別控除の額	「給与所得者の特定親族特別控除申告書」に基づいて控除した特定親族特別控除の額を記入してください。（最高額630,000円）
6 社会保険料等の金額	給与等からの控除分及び申告による控除分の合計額を記入してください。 小規模企業共済等掛金の額については内書きしてください。
7 生命保険料の控除額	最高額は120,000円です。ただし、平成23年12月31日以前に契約した保険のみの場合は最高100,000円です。必ず8「生命保険料の金額の内訳」も記入してください。
8 生命保険料の金額の内訳	① 新生命保険料の金額／新個人年金保険料の金額　平成24年１月１日以降に契約した保険の場合は「新保険料」の欄に支払金額を記入してください。 ② 旧生命保険料の金額／旧個人年金保険料の金額　平成23年12月31日以前に契約した保険の場合は「旧保険料」の欄に支払金額を記入してください。 ③ 介護医療保険料の金額：平成24年１月１日以降に契約した保険で、介護医療保険料がある場合は支払金額を記入してください。 年齢23歳未満の扶養親族を有する場合の生命保険料の特例の適用がある場合は、「適用」欄に「租税特別措置法第41条の15の５第一項適用」と記載してください。
9 地震保険料の控除額	最高額は地震保険料と旧長期損害保険料合わせて50,000円です。
10 住宅借入金等特別控除の額	年末調整の際に「給与所得者の（特定増改築等）住宅借入金等特別控除申告書」に基づいて計算した住宅借入金等特別控除の額（以下「住借控除額」）を記載してください。 なお、住借控除額が算出所得税額を超える場合は、当該欄には算出所得税額を上限に記入し、住借控除額は11の「住宅借入金等特別控除可能額」欄に記入してください。

裏面に続く

11 住宅借入金等特別控除の額の内訳	①住宅借入金等特別控除適用数：住宅借入金等特別控除の適用がある場合、控除の適用数を記入してください。適用数が３以上のときは、「摘要」欄に控除の区分、居住開始年月日、年末残高を記入してください。 ②居住開始年月日：居住を開始した年月日を必ず記入してください。 ③住宅借入金等特別控除区分：住宅借入金等特別控除の区分を記入してください。新築や増改築等については「住」と記入し、特定増改築等については「増」と記入してください。 ※詳細は手引７ページ⑲を参照ください。
12 配偶者の合計所得など	配偶者の合計所得：配偶者の合計所得を記入してください。（収入ではありません）
13 国民年金保険料等の金額 旧長期損害保険料の金額 基礎控除の額 所得金額調整控除額	①受給者本人の国民年金保険料等の金額：支払金額を記入してください。 ②受給者本人の旧長期損害保険料の金額：支払金額を記入してください。 ③基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。 ④給与の収入金額が850万円を超える所得者で、所得金額調整控除の対象となるかたは金額を記入してください。（最高額150,000円）
14 控除対象扶養親族など	①（源泉・特別）控除対象配偶者・控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族がいる場合は、対象となるかたの氏名、フリガナ、マイナンバーを記入してください。 ②非居住者がいる場合は、「区分」欄に「○」または「01～04」の区分を記入してください。※詳細は手引９ページ㉒を参照ください。 ③特定親族特別控除の適用を受けた場合は、特定親族各人別の特定親族特別控除の金額に応じて、「区分」欄に「10～91」の区分を記入してください。※詳細は手引10ページ㉒を参照ください。 ④扶養親族が５人以上いる場合は、５人目以降の扶養親族のマイナンバーを記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を記入し、17「摘要」欄へ記入した扶養親族名との対応関係がわかるようにしてください。
15 未成年者から勤労学生までの各欄 中途就・退職	各欄について、該当する事項がある場合に「○」を記入してください。 中途就・退職の場合は、該当する欄に「○」を付し、その年月日を記入してください。 ※未成年者（平成21年１月３日以後に生まれたかた）
16 受給者生年月日	元号を漢字で記入し、生年月日は必ず正確に記入してください。
17 摘要 普通徴収とする場合は、摘要欄に普通徴収該当理由書の符号（フ－Ａ～フ－Ｆ）を必ず記入してください。 記載がない場合は原則、特別徴収対象者と判断します。	①同一生計配偶者（控除対象配偶者を除く）が（特別）障害者に該当する場合は氏名の後に「（同配）」と記入してください。　例）十和田　花子（同配） ②控除対象扶養親族または16歳未満の扶養親族が５人以上いる場合には、５人目以降の扶養親族の氏名を記入してください。この場合、氏名の前には括弧書きの数字を記入し、14「５人目以降の控除対象扶養親族（16歳未満の扶養親族）の個人番号」欄へ記入したマイナンバーとの対応関係がわかるようにしてください。 ③前職分がある場合は、前職分の給与等・社会保険料等・所得税額を記入し、支払金額等には合算した金額を記入してください。 ④租税条約に基づいて源泉所得税の免除を受けるかたについては、「○○条約○○条該当」と朱書きしてください。あわせて、租税条約に関する届出書の写しを提出してください。ただし、市に提出済の場合は不要です。 ⑤専従者給与の場合は「専従給与」と記入してください。